

(監査委員事務局 包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表)

監査委員公表第 683 号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事及び教育委員会教育長からの通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 15 日

大分県監査委員	長 谷 尾	雅 通
大分県監査委員	長 野	恭 子
大分県監査委員	井 上	明 夫
大分県監査委員	藤 田	正 道

○ 措置状況の概要

令和元年度包括外部監査結果（令 2. 3. 31 公表）に対する措置状況

- (1) 監査テーマ：「県民利用施設の管理運営に関する財務事務の執行について(指定管理施設を中心として)」
- (2) 概 要

令和 2 年度に監査委員あてに通知された措置状況のうち「検討中」となっていた 6 件について再度通知があった。

- ・「対応済」 6 件

部 局	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	備 考
<b>【施設3】大分県立別府コンベンションセンター（ビーコンプラザ）</b>			
商工観光 労働部	<p><b>【結果】指摘 B-12</b> <b>共同事業体と構成団体との収益配分について</b></p> <p>共同事業体の代表団体の銀行口座を経て、構成団体に対して施設等維持管理費名目で毎月定額が送金されていたが、当該送金額に係る覚書等の文書化がされていなかった。そのため、送金額の妥当性が客観的に検討されているとは判断できない。</p>	<p>代表団体から構成団体への送金額の内容や積算根拠を明確にするとともに、これに基づく契約書等の作成を令和2年度分から行った。契約書の内容から構成団体における収支実績について把握できる体制となった。</p> <p><b>【対応済】</b></p>	報告書 46 ページ
	<p><b>【結果】指摘 B-13</b> <b>消防用設備点検結果不備事項の未着手について</b></p> <p>毎年、消防用設備点検結果には多くの不備事項が検出されているが、大半がその後も是正されていない状況であった。不特定多数の人が利用する施設において、消防設備の不備が是正されない状況は問題であり、速やかに改善すべきである。</p>	<p>早期に設備改修工事を発注し、機器の交換等の軽微な事項は令和2年度中に改善を完了した。大規模な改修が必要となる排煙設備等は、令和2年度中に設計を完了し、令和3年度に改修工事に係る契約を締結した。（新型コロナウイルスの影響によるリモートワーク等の推進による生産工場や物流拠点の閉鎖により、排煙設備機器の納品が遅れており、令和4年度に改修工事完了予定）</p> <p><b>【対応済】</b></p>	報告書 47 ページ
	<p><b>【結果】指摘 B-15</b> <b>使用が見込まれない備品の処分について</b></p> <p>備品台帳に開業年度（平成7年度）に取得した資産が登録されており、この中にはアナログ機器も存在し、今となっては使用することができない備品も含まれている。</p> <p>資産管理業務の軽減や設置場所の有効利用等の観点から廃棄処理を検討する必要がある。</p>	<p>令和3年度に備品台帳を整理し、使用が見込まれない備品（音響関係機器やオーバーヘッドプロジェクタ（スクリーン投影装置）等）については処分を行った。</p> <p><b>【対応済】</b></p>	報告書 49 ページ

【施設 4】大分農業文化公園 / 【施設 5】大分県都市農村交流研修館			
農林水産部	<p><b>【結果】指摘 C-1</b>  <b>将来的なあり方と維持管理・更新費用について</b></p> <p>当該施設の設置目的が将来的にも県民のニーズに合致するものかどうか、検討を行ったうえで当該施設の将来的なあり方(将来ビジョン)を定め、それに基づいて修繕や追加投資の是非を検討すべきである。</p>	<p>ニーズ調査や指定管理者評価部会の意見を踏まえ、施設の今後のあり方を示す将来ビジョンを令和3年3月に策定した。</p> <p>今後は、令和3年9月に子育て、観光等専門分野の外部有識者から示されたコンセプトや具体的な取組等の提言を踏まえた見直しの方向性に沿って、修繕・追加投資の是非を検討していく。</p> <p><b>【対応済】</b></p>	<p>報告書 50 ページ</p>
	<p><b>【結果】指摘 C-2</b>  <b>国庫補助金により整備された施設について</b></p> <p>国庫補助金により整備された施設であっても、必要に応じて耐用年数到来前でも処分するかどうかの検討を行うべきである。</p>	<p>ニーズ調査や指定管理者評価部会の意見を踏まえ、施設の今後のあり方を示す将来ビジョンを令和3年3月に策定した。</p> <p>今後は、令和3年9月に子育て、観光等専門分野の外部有識者から示されたコンセプト及び具体的な取組等の提言や来園者ニーズ等を踏まえ、園内各施設について廃止を含めて検討していく。</p> <p><b>【対応済】</b></p>	<p>報告書 51 ページ</p>
<b>【施設 1 1】大分県立香々地青少年の家</b>			
教育庁	<p><b>【結果】指摘 I-3</b>  <b>使用禁止資産の復旧について</b></p> <p>使用禁止となっているバンガローやアスレチックジムについて、将来的にどのような取り扱いをするかも含めて検討する必要がある。そのために、「過年度の設備の利用頻度、復旧後の効果、復旧に係る費用」等を検証できる資料を作成すべきである。</p>	<p>バンガローについては、過年度の利用頻度、復旧にかかる経費の積算、県内類似施設(休館)の状況等を検証し、利用者増の見込みを踏まえてコストメリットの観点から存続が妥当であると判断したため、必要な措置を講じた上で利用を再開した。</p> <p>アスレチックジムについては、修繕にかかる費用を事前に積算し、利用者増の見込みを踏まえてコストメリットの観点から存続が妥当と判断したため、職員に</p>	<p>報告書 101 ページ</p>

		よる修繕活動を実施し、利用を再開した。 今後も復旧後の効果等を勘案しながら、必要に応じて設備の存廃を含めた検証を行っていく。 <b>【対応済】</b>	
--	--	---	--

(注) 表中の「報告書」とは、令和2年3月31日付大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第655号により公表された「令和元年度包括外部監査結果報告書」である。